

## 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

平成29年4月10日

愛媛地方税滞納整理機構管理者 野志 克仁

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 契約件名

滞納整理事例検索システム構築に係るシステム開発業務一式

#### (2) 契約内容

滞納整理事例検索システム概要設計書・基本設計書・詳細設計書（以下「設計書」という。）に基づくシステム開発から、サーバー等へのシステム及びデータの実装、運用テスト完了までの一連の業務

#### (3) 業務の仕様

別添仕様書及び設計書のとおりとする。

設計書は、入札説明書の交付場所において閲覧に供する。

#### (4) 契約期間

契約を締結した日から平成30年3月31日まで

#### (5) 入札金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に8パーセントに相当する額を加算した額（入札者が見積る契約金額）をもって、落札価格とするので、入札書には見積った金額の108分の100に相当する金額（税抜き価格）を記載すること。

### 2 入札参加資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たすものであることを要する。

なお、資格要件確認のため、愛媛県警察本部に照会する場合がある。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(3) 愛媛地方税滞納整理機構会計規則（平成18年機構規則第10号。以下、「会計規則」という。）に基づき、入札参加資格者名簿（以下、「有資格名簿」という。）に登載され、登録種別に「役務の提供」として登録のある者。

（有資格名簿に登載されていない者は、入札までに会計規則第53条に基づく入札参加資格の確認を受けること。）

(4) 愛媛県内に事業所を有し、平成24年4月1日以降に、愛媛県内の官公庁と、今回の入札対象と類似の契約を締結し、誠実に履行した実績を有すること。

(5) 国又は地方公共団体による指名停止処分を受けている者でないこと。

(6) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次の②から⑦までに掲げる者が、その経営に実質的に関与していない法人その他の団体又は個人。

- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- ② 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- ③ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- ④ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- ⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑦ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

### 3 入札説明書の交付及び設計書の閲覧場所

(1) 入札説明書の交付場所、設計書の閲覧場所及び問合わせ先

郵便番号 790-0001

松山市一番町四丁目1番地2

愛媛地方税滞納整理機構総務課

電話 089-913-5886

FAX 089-941-7593

(2) 入札説明書の交付期間及び設計書の閲覧期間

公告の日から平成29年4月19日（水）午前11時00分までの間（土曜、日曜及び祝日を除く。）、上記3の（1）の場所において入札説明書を交付するとともに、設計書を閲覧できるものとする。

(3) 入札参加資格の確認

ア 入札に参加しようとする者は、下記期限までに、競争入札参加資格審査申請書に必要書類を添付して愛媛地方税滞納整理機構管理者に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

イ 提出期限 平成29年4月19日（水）午前11時00分

ウ 提出場所 上記3の（1）の場所

エ 提出方法 持参又は簡易書留による郵送（提出期間内に担当課に必着）

オ 入札参加資格の確認結果は、平成29年4月19日（水）午後5時00分までに、申請者に通知する。

(4) 入札説明会

実施しない。

(5) 入札及び開札の日時及び並びに場所

ア 日時 平成29年4月20日（木）午前11時00分

イ 場所 松山市一番町四丁目1番地2

愛媛地方税滞納整理機構会議室

#### 4 その他

- (1) 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金  
免除する。
- (3) 入札者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、入札参加資格の確認に必要な書類等について説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (4) 入札の無効  
この公告に示した入札参加資格がない者が入札をしたとき、入札者に求められる事項を履行しなかったとき、その他愛媛地方税滞納整理機構会計規則第64条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。
- (5) 契約書の作成の要否  
要する。
- (6) 落札者の決定方法  
この公告に示した業務を履行できると愛媛地方税滞納整理機構管理者が判断した入札者であつて、愛媛地方税滞納整理機構会計規則第56条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (7) 再度入札  
再度入札は、2回まで行うものとする。
- (8) 契約の停止など  
愛媛地方税滞納整理機構管理者に提出する申請書類等の記載事項に相違があることが判明したときは、契約を停止し、又は解除することがある。
- (9) その他  
詳細は入札説明書による。

# 滞納整理事例検索システム構築に係るシステム開発業務 仕様書

## 1 業務名

滞納整理事例検索システム構築に係るシステム開発業務一式

## 2 目的

愛媛地方税滞納整理機構（以下「機構」という。）の滞納整理のノウハウを活用することで、効率的かつ効果的な滞納整理業務に取り組めるようにするため、ノウハウをデータベース化し、県内20市町が自由にアクセスできるよう「滞納整理事例検索システム」（以下、「システム」という。）を構築する。

## 3 履行期間

契約締結の日から平成30年3月31日までとする。

## 4 履行場所

機構内及び受託者の事業所内、又は機構が指定する場所

## 5 スケジュール

平成29年5月～平成29年9月	システム開発
平成29年10月～平成29年12月	検査/実装
平成30年1月～平成30年3月	運用テスト

## 6 業務内容

### (1) システム開発

概要設計書・基本設計書・詳細設計書を基に、システム開発を行う。

### (2) サーバー等へのシステム及びデータの実装

### (3) 運用テスト

### (4) 業務管理

システムの動作に必要な機器等については、機構が別途賃貸借契約により借入れるものとする。受託者は、システムの動作に必要な機器等の用品調達に必要な仕様書の作成支援を行うこと。また、受託者は、業務の実施に当たり、機構及び用品調達業者と十分に協議協力し、円滑に業務を遂行しなければならない。そのため業務の進捗状況及び懸案事項を、必要に応じ関係者に報告するとともに、業務に影響を与えないよう対処すること。

## 7 その他

### (1) 機密保持

本業務を行うため、個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守するとともに、個人情報保護に関する法令等を遵守しなければならない。

本業務の遂行に際して知り得た情報については、他の目的での利用、第三者もしくは本業務に携わる人員以外のものに開示、漏えいしてはならない。なお、本業務が終了後も同様とする。

### (2) 業務実施体制

受託者は業務を統括する責任者を定め、機構との協議にあたるものとする。

(3) その他事項

当該業務の目的を達成するために、当該仕様書に明示されていない事項で必要な作業等が判明したとき、又は業務の内容を変更する必要性が生じたときは、機構と受託者が協議のうえ、対応を図るものとする。

## 個人情報取扱特記事項

## (基本的事項)

第1 受注者は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

## (秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 受注者は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、愛媛地方税滞納整理機構個人情報保護条例の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

## (収集の制限)

第3 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

## (適正管理)

第4 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

## (利用及び提供の制限)

第5 受注者は、愛媛地方税滞納整理機構の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

## (複写、複製の禁止)

第6 受注者は、この契約による業務を処理するために愛媛地方税滞納整理機構から提供された個人情報が記録された資料等を、愛媛地方税滞納整理機構の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

## (再委託の禁止等)

第7 受注者は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ愛媛地方税滞納整理機構の書面による承諾を受けたときは、この限りでない。

2 受注者は、愛媛地方税滞納整理機構の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託する場合には、愛媛地方税滞納整理機構が受注者に求めた個人情報の保護に関し必要な措置と同様の措置を当該第三者に求めなければならない。

3 受注者が愛媛地方税滞納整理機構の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託したときは、委託業務に係る当該第三者の行為は、受注者の行為とみなす。

## (資料等の返還等)

第8 受注者は、この契約による業務を処理するため愛媛地方税滞納整理機構から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに愛媛地方税滞納整理機構に返還するものとする。ただし、愛媛地方税滞納整理機構が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 受注者は、この契約による業務を処理するため受注者自らが収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、愛媛地方税滞納整理機構が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

## (個人情報の運搬)

第9 受注者は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、受注者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

## (実地調査)

第10 愛媛地方税滞納整理機構は、受注者がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理の状況について、随時実地に調査することができる。

## (指示及び報告等)

第11 愛媛地方税滞納整理機構は、受注者がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受注者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

## (事故報告)

第12 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに愛媛地方税滞納整理機構に報告し、愛媛地方税滞納整理機構の指示に従うものとする。

## (損害賠償)

第13 受注者は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより愛媛地方税滞納整理機構又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰する事由により愛媛地方税滞納整理機構又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

## (契約の解除)

第14 愛媛地方税滞納整理機構は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。